

所感

福島県相双農林事務所長 鈴木 貞夫



今年もまた、昨年の世界的な食料危機や食の安全や安心といった問題に引き続き、百年に一度といわれる不況の中で、農林水産業に熱い期待が寄せられ注目されています。

国や県では、農林水産業での担い手の確保、後継者不足を解消する対策として、解雇された人達などの就業機会を設けるため、技術や経営ノウハウを身につける実践的な研修制度を創設し、各地で就業・雇用相談会等を開催しましたが、予想を上回る多くの人達が訪れました。当管内でも、多くの受講生がいましたし、その後、他の研修制度へ移行したり、そのまま雇用され将来、農業経営を目指している人達もいるなど、一定の成果が上がっていますが、中には、「こんなはずでは・・」と夢破れた研修生もいたようです。

今、農業や林業をやってみたい、農村で働いてみたいという人達は、定年退職した世代から若年層まで数多くいるようですし、テレビ等でも、ダッシュ村や第二の人生を田舎で暮らす人達の番組などが放送されています。

県では、定住や二地域居住推進のための施策を展開していますが、新規就農や農業参入をするということは「農林業」で「儲かる経営」をすることであり、自給自足や田舎暮らしへの「ゆめ」や「あこがれ」などの趣味的な農業とは、一線を画して考えたいものです。

新たに農林業に就農するには、農地等の確保や初期投資とともに、確固とした「信念」と研究や経験に裏付けさ

れた「技術」が一番必要なのではないかと思えます。今まで、親から子へと綿々と続いてきた土地や技術の継承が様々な事情で難しくなっており、今後ともこれらの研修事業や継承事業が、ますます重要になってくるのではないかと考えられます。

さて、今、国会で39年ぶりという「農地法」の大改正が審議されています。

現行法の「農地はその耕作者みずからが所有するという耕作者主義」から「農地は農地の有効活用を進める利用者が権利を持つとする利用者主義」に大きく転換するものです。

民間企業の農業参入条件を緩和する内容となっており、改正されれば優良農地での大規模農業経営に乗り出す企業も増加してくるのではないかと予想されます。

現在、管内では、基盤整備とあわせた農地の集積や地域での集落営農を推進しており、加えて、地域一体となった活動を通して農地や農村を守っていく環境保全向上活動なども展開しています。今後は、一歩進めて、市町村や地域での後継者の育成や技術の継承、農村の環境保全、さらには、企業の農業参入等をも見据えた地域の「ブランドデザイン」を描く時期に来ているのではないのでしょうか。

特集

森林環境基金森林整備事業を推進中！

近年、手入れや利用が行われず放置される森林が増えており、私たちの暮らしを支える大切な働き（土砂流出や災害防止・水源のかん養・二酸化炭素の吸収固定などの公益的機能）を将来にわたって受けることが難しくなっています。このため福島県では、平成18年度から森林環境税を導入し、「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」の2つの柱のもと、県事業および市町村交付金事業により各種事業を展開しています。今回は、「森林環境の保全」のための取り組みについて紹介します。

「森林環境の保全」のための森林整備事業については、飲料用水の水源区域内の荒廃が懸念される森林について、平成22年度までの5カ年間で1,220ha（県全体では9,000ha）の森林整備を県が所有者に代わって行うこととしています。これまでの3カ年間で、相馬市・南相馬市・楡葉町・川内村・浪江町の5市町村において、平成18年度：90ha、19年度：217ha、20年度：266haの合計573ha間伐を実施しました。

今後も、関係市町村と連携し、森林所有者の方々の協力を得ながら、事業に取り組んでいく予定です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。（森林林業部）

森林整備市町村別実績表

単位：ha

	18年度	19年度	20年度	計
相馬市	18.5	33.0	66.3	117.8
南相馬市	32.6	79.9	97.4	209.9
楡葉町	27.7			27.7
川内村		20.6	44.2	64.8
浪江町	11.5	83.5	58.3	153.3
計	90.3	217.0	266.2	573.5



森林所有者への説明会の様子



間伐により整備された森林

水田農業改革関連情報

多様な米づくり「稲ホールクローブサイエージ(WCS)」の取組

自給飼料の安定供給を目的に、大規模稲作農家1戸と集落営農組織や担い手3組織で構成する「JAそうま稲WCS供給組合」が3月30日に設立されました。今年度は、移植と直播栽培を併せて25haの作付けを計画しています。

組合員である上太田地区農地流動化推進委員会では、10haの作付けを予定しており、うち4.5haは、低コスト・省力技術である水稲湛水直播により作付けし、4月21日から4月30日に播種作業が行われました。播種後、低温の日もありましたが、発芽は良好で順調に経過しています。

稲WCSは、畜産農家が地元で飼料コスト削減可能な自給飼料を確保できるとともに、耕種農家は湿田活用が可能であり、当地方で注目される取組みです。

今後は、利用側である繁殖農家と酪農家28戸による利用組合の立ち上げが予定されています。

また、JAそうまでは水田等有効活用促進対策により調整水田等の不作付け地を利活用できる飼料用米の生産支援に取り組んでいます。

さらなる多様な米づくりの取組みで、水田農業の活性化が期待されます。(農業振興普及部)



移植による作付風景

食育・地産地消情報

旬の野菜クイズで農業を学習

=そうそう食農サポーター活動記録=

南相馬市立原町第二中学校の1年生107名を対象に食育講話が5月14日に開催されました。原町第二中学校では、今年度から総合学習の一環として学校農園づくりを開始し、1年生が野菜づくりを体験します。講話は、野菜づくり体験の事前学習として、そうそう食農サポーター須江恵子さんに、地元の農産物や生産者の安全・安心な野菜づくり、食育・地産地消のお話等をしていただきました。普段の生活の中で農業に触れる機会の少ない生徒達は、毎日何気なく食べている野菜について改めて考える機会となりました。また、野菜の旬を考えるクイズ等も出題され、地元の農産物に理解を深めました。(企画部)



旬の野菜を考える生徒達

おしらせ

新たに農業を始めたい方へ

相双農林事務所では、新たに農業を始めたい人のために、就農相談を実施しています。

毎月19日(19日が土・日曜日、祝日の場合は19日以降最初の勤務日)は重点相談日として、担当職員が対応します。

「就農してみようかな～」と考えている方は、お気軽にご相談ください。

農業振興普及部(TEL0244-26-1151)
双葉農業普及所(TEL0240-22-3159)



農地の転用について

農地に住宅や工場等の建物を建設しようとする場合、その農地が存在している区域(農業振興地域の農用地区域の内か外か)によって、転用ができる場合と、転用が認められない場合があります。

まず、転用しようとする農地がどの区域にあるのか確認する必要があります。

農地転用についてのお問い合わせは以下にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

県：相双農林事務所企画部(TEL 0244-26-1154)
市町村：各市町村農業委員会または農政担当課

トピックス

「ボランティアによる森林づくり」

～浪江町第11回森林ボランティア～

浪江町大字津島字広谷地地区(国有林内)において、浪江町緑化推進委員会主催による「第11回森林ボランティア」が4月26日に実施されました。この活動は、町の緑を守り緑を愛する心を育みながら水源を豊かにすることを目的としており、緑の少年団はもとより小学生から企業のボランティアグループまで幅広い参加者が集まりました。

今年は188人の参加者が約3千本の苗木を植えました。当日はあいにくの天気でしたが、参加者は熱心に植林作業を行いました。(富岡林業指導所)



植林作業の様子

農業での雇用対策について

雇用情勢が悪化している中、県では、就農の意思を有する方を対象に雇用の形態で研修を行う「農」の緊急雇用対策事業を実施しました。

相双地方では、16戸の農家・農業法人で41名が研修を実施し、この事業をきっかけとして研修や雇用を継続されている方が30名おり、将来の担い手として期待されるそうです。

また、4月以降も雇用状況の悪化が見込まれていることから、就農を希望する方々に対する就農相談会を4月20日に小高区の浮舟文化会館で実施し、4組7名の参加がありました。参加者からは、「仕事がなくなり農業で生計を立てたいと考えているがどうしたらよいか」、「将来の就農に向けて研修できる場所はないか」などの相談がありました。

なお、農業振興普及部及び双葉農業普及所では、随時就農等に関する相談を受け付けております。(農業振興普及部)



就農相談会の様子



ご意見・ご感想・PRしたい情報などをお寄せ下さい。
福島県相双農林事務所 企画部

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
TEL:0244-26-1153 FAX:0244-26-1181

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.jp/norin-sousou/>



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。